

作成時のポイント

品種名を出願公表時の品種名とする場合にあっては、出願公表において名称の保護が行われていないため、品種登録がされるまでの間に、商標法に基づき同一名称（品種名）で商標登録されたことにより、種苗法において同一名称で品種登録できないと判断された場合、

- 1 設定された銘柄は、失効することとなるため、銘柄申請者は、直ちに申請した農政局等に報告すること
 - 2 これを受けて農政局等（国がそのことを確認した場合を含む）は、当該銘柄により銘柄検査を行っている又は予定している登録検査機関に対し、その銘柄が失効した旨を連絡し銘柄欄の抹消をさせること
 - 3 受検者に対しその旨説明をさせること
- 等のリスクがあることを十分に理解の上、申請をすること。

事 項	ポイント
様式第1－1号 銘柄の設定等申請書	銘柄の設定及び廃止を申請する場合に用いる様式とする。 1 設定の場合にあっては、粒形等がわかる写真を添付すること。 2 様式第1－4号を登録検査機関に作成を依頼し併せて提出すること。
1 申請を行う内容	銘柄の設定を申請する場合は「銘柄の設定」、銘柄の廃止を申請する場合は、「銘柄の廃止」を記載する。
2 銘柄の区分	申請する農産物の銘柄の区分を「産地銘柄」「品種銘柄」「産地品種銘柄」の中から記載する。
3 農産物の種類	申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。 なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の区分を併せて記載する（流通実績が「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」ともにある場合は、併記することも可能）。
4 産地	申請する農産物を生産する都道府県名を記載する。
5 品種名 ふりがな	申請する農産物の品種名を記載し、ふりがなをふる。 品種名は、種苗法に基づき品種登録された品種名称、出願公表された品種名称（商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権の侵害を及ぼさない範囲に限る。）又は育成者が命名した名称とする。 なお、生産年の4月までに種苗法における出願公表又は品種登録が見込まれる農産物を系統名等で申請する場合、出願公表又は品種登録された後に当該品種名称に銘柄の名称変更を希望する場合は、系統名の後に申請している品種名称及び申請の状況について、（ ）を付し記載する。 また、出願公表において変更する場合にあっては、

6 必須、選択の区分 7 申請する理由 8 生産状況 9 検査を行う予定の登録検査機関名 10 品種の特性等 (1) 4の産地での農産物の特性及び生育の特性 (2) 来歴 (3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況 【記載例】 ① 種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている〇〇種苗株式会社から購入しているため、育成者権の侵害を及ぼさない。 ② 育成者権者に銘柄の設定を行い、〇〇県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。 ③ 本品種は、種苗法における出願公表を行っており、名称について出願者に確認し、系統名で設定することの了解を得ている。 (4) その他	種苗法の申請者の意向を確認すること。 申請する農産物の産地品種銘柄の必須、選択の区分を「必須銘柄」「選択銘柄」の中から記載する。 なお、登録初年度については、産地品種銘柄の選択銘柄とするのが望ましい。 申請理由を具体的に記載する。 申請する農産物の当該都道府県の栽培実績等を記載する。 なお、試験研究機関の試験ほ場のような特殊な環境下での栽培実績は、一般ほ場で栽培されたものと特徴が異なる可能性が高いため、実績には含まず、一般ほ場において生産者が慣行栽培により生産された農産物により確認されたものとする。 1 必須銘柄で申請する場合にあつては、当該銘柄の種類の検査を行う区域内の登録検査機関を記載する。 2 選択銘柄で申請する場合にあつては、当該銘柄について検査を予定している登録検査機関全てを記載する。 登録をしようとする農産物の特性について記載する。 なお、銘柄の廃止の場合は、省略することができる。 登録をしようとする農産物を当該県で栽培した場合の特性を記載する。記載内容にあつては、品種鑑定上の特徴として別添（品種の特性記載例）を参考に記載する。 登録をしようとする農産物の来歴を記載する。 登録をしようとする農産物の品種登録の状況、種子の確保ルート（①）及び育成者権が発生している場合にあつては、育成者との銘柄登録の許諾状況（②）を記載する。 また、申請する農産物が出願公表されているが品種登録に至っていない場合にあつては、名称について出願者と協議した内容（③）についても記載する。 なお、育成者権者が当該銘柄の申請者と同じ場合であっても、単に「該当しない」等とせず、「申請者が育成者権を有しているため、該当しない」等とすること。 申請理由等特記事項があれば記載する。
---	---

様式第 1－2 号 銘柄の名称変更申請書 1 農産物の種類 2 産地 3 変更前の品種名 4 変更後の品種名 ふりがな 5 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく品種登録等の状況 【記載例】 - 本品種は、〇年〇月〇日に品種登録されたため、育成者権者に銘柄の名称変更を行い、〇〇県産（系統名等）を〇〇県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。 - 本品種は、種苗法における出願を〇〇年産の銘柄設定後に行っており、〇年〇月〇日に出願公表をされたため、名称について出願者に確認し、出願公表された名称に変更することの了解を得ている。	1 年以上登録されている銘柄名の名称変更を申請する場合に用いる様式とする。 申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。 なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。 申請する農産物を生産する都道府県名を記載する。 現在登録されている銘柄の名称について記載する。 変更後の農産物の品種名を記載し、ふりがなをふる。 品種名は、種苗法における品種登録された品種名称、出願公表された品種名称（商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標権の侵害を及ぼさない範囲に限る。）又は育成者が命名した名称とする。 なお、生産年の 4 月までに種苗法における出願公表又は品種登録が見込まれる農産物を系統名等で申請する場合、出願公表又は品種登録された後に当該品種名称に銘柄の名称変更を希望する場合は、系統名の後に申請している品種名称及び申請の状況について、（ ）を付し記載する。 名称変更をしようとする農産物の品種登録の状況を記載するとともに、出願者又は育成者権者との名称変更の確認状況について記載する。
様式第 1－3 号 産地品種銘柄における品種群の設定等申請書 1 申請を行う内容	銘柄を構成する品種群の設定を申請する場合に用いる様式とする。 粒形等がわかり、当該品種と当該銘柄と比較できる写真を添付すること。 銘柄を構成する品種群を設定する場合は「設定」、銘柄を構成する品種群の品種を追加する場合は「追

2 農産物の種類 3 産地 4 変更する銘柄 5 現行の銘柄を構成する品種 6 設定、追加又は削除する品種名^{ふりがな} 7 生産状況 8 品種群として検査を行う予定の登録検査機関名 9 追加する品種の特性等 (1) 4の産地での農産物の特性及び生育の特性 (2) 来歴 (3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況 【記載例】 ① 種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている〇〇種苗株式会社から購	加」、銘柄を構成する品種群の品種を廃止する場合は、「廃止」を記載する。 なお、品種群を構成する銘柄を廃止する場合にあつては、様式第1－1号を用いる。 申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。 なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。 品種群の設定をする農産物を生産する都道府県名を記載する。 品種群の設定を行おうとする農産物の銘柄名を記載する。 品種群の設定をする銘柄を構成している現在の品種名を記載する。 申請する品種名を記載し、ふりがなをふる。 設定、追加又は削除を行おうとする銘柄及び品種群の設定を行う品種の当該都道府県の栽培実績を記載する。 なお、試験研究機関の試験ほ場のような特殊な環境下での栽培実績は、一般ほ場で栽培されたものと特徴が異なる可能性が高いため、実績には含まず、一般ほ場において生産者が慣行栽培により生産された農産物により確認されたものとする。 品種鑑定上差異がないことに同意し、品種群として検査を行う予定の登録検査機関名を記載する。 品種群に設定又は追加しようとする品種の当該県で栽培した時の特性について記載する。 なお、品種の削除の場合は、省略することができる。 品種群に設定又は追加をしようとする農産物の来歴を記載する。 品種の品種登録の状況、種子の確保ルート（①）及び育成者権者に当該銘柄に品種群として設定又は追加に関しての確認状況を記載する（②）。 なお、育成者権者が当該銘柄の申請者と同じ場合であっても、単に「該当しない」等とせず、「申請者が
---	--

入しているため、育成者権の侵害を及ぼさない。 ② 育成者権者に（品種名）の品種群に設定し、 〇〇県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。 (4) その他	育成者権を有しているため、該当しない」等とし、該当しない理由を記載すること。 申請理由等特記事項があれば記載する。
様式第１－４号 銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書 1 銘柄の区分 2 農産物の種類 3 産地 4 品種名 5 必須・選択の区分 6 3の産地で栽培された品種に係る品種鑑定上の参考情報	様式第１－１号を申請する者が、銘柄検査を実施する予定の登録検査機関に銘柄鑑定が可能であるか確認依頼し、当該登録検査機関が作成する。 なお、当該登録検査機関が従たる事務所の場合、従たる事務所は、主たる事務所を経由して当該資料を提出する。 様式第１－１号の２の銘柄の区分と同じ。 様式第１－１号の３の農産物の種類と同じ。 様式第１－１号の４の産地と同じ。 様式第１－１号の５の品種名と同じ。 ただし、ふりがなをふる必要はない。 様式第１－１号の６の必須・選択の区分と同じ。 申請しようとする農産物を産地で栽培した農産物の特徴を記載する。
様式第１－５号 サンプル及び鑑定上の特徴の縦覧又は配布に関する同意書 1 銘柄の区分 2 農産物の種類 3 産地 4 品種名 5 必須・選択の区分	様式第１－１又は１－３号を申請する者及び様式第１－５号を作成した登録検査機関がサンプル及び鑑定上の特徴の配布及び縦覧に同意した上で作成する。 なお、当該登録検査機関が従たる事務所の場合、従たる事務所から主たる事務所を経由し提出する。 様式第１－１号の２の銘柄の区分と同じ。 様式第１－１号の３の農産物の種類と同じ。 様式第１－１号の４の産地と同じ。 様式第１－１号の５の品種名と同じ。 ただし、ふりがなをふる必要はない。 様式第１－１号の６の必須・選択の区分と同じ。
参考様式 品種群の設定等申請における銘柄鑑定に関する同意書	様式第１－３号を申請する者が、期限（１ヶ月程度）を設定した上で、当該銘柄の銘柄検査を実施しているすべての登録検査機関にサンプルを提出し銘柄鑑定

1 農産物の種類 2 産地 3 品種群を変更する銘柄 4 追加する品種名 記名欄	上問題ないことの確認依頼し、記名を求める。 様式第1－3号の2の農産物の種類と同じ。 様式第1－3号の3の産地と同じ。 様式第1－3号の4の品種群を変更する銘柄と同じ。 様式第1－3号の6の追加又は削除する品種名と同じ。 1 品種群を追加する場合は、当該区域の登録検査機関のうち、検査を行うことのできるすべての登録検査機関の記名を求める。設定された期限までに銘柄鑑定上の問題を示す客観的資料を提出せず、かつ、記名した同意書を提出しない登録検査機関があった場合は、当該登録検査機関から、当該期限までに当該資料の提出がなかった旨を任意様式に記載する。 2 記名欄を増やし連名としても差し支えない。 3 当該登録検査機関が従たる事務所の場合にあっては、従たる事務所から主たる事務所を経由し提出する。
---	--